

さいたま市居住安定援助賃貸住宅事業に係る事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）及び国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号。以下「共同省令」という。）に基づく居住安定援助賃貸住宅事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(居住安定援助計画の認定等の手続き)

第2条 居住安定援助計画の認定等の手続きのうち、本要綱に定めのないものは、国土交通省及び厚生労働省が整備した居住サポート住宅情報提供システムにより行うものとする。

(居住安定援助計画に添付する書類)

第3条 共同省令第8条第1号の規定による間取図に表示する規模及び設備の概要は次に掲げるものとする。

一 寸法及び面積（壁芯により算定したもの）

二 台所、便所、収納設備及び浴室又はシャワー室の位置

三 居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合は、居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室又はシャワー室及び洗濯室又は洗濯場の位置

2 共同省令第8条第2号の規定による概要図に表示する居住安定援助の内容は次に掲げるものとする。なお、居住安定援助を事業者に委託して行う場合は、委託契約書又は委託契約書の案を添付するものとする。

一 1日1回以上の安否確認の事業実施計画、対応フロー及び機器による安否確認を行う場合は機器の概要

二 1月に1回以上の見守りの事業実施計画

三 福祉サービスへのつなぎの事業実施計画、つなぎ先リスト、公的機関以外のつなぎ先事業者の同意書及び見守りから福祉サービスへつなぎまでの対応フロー

(居住安定計画の認定の通知)

第4条 法第40条第1項の申請書の提出があった場合において、法第43条第1項の規定による通知は、居住安定援助計画認定通知書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第40条第1項の申請書の提出があった場合において、当該申請に係る居住安定援助計画が法第41条各号に掲げる基準に適合しないと認めるとき、申請者への通知は、居住安定援助計画認定不適合通知書（様式第2号）により行うものとする。

3 法第40条第1項の申請書の提出があった場合において、法第42条各号のいずれかに該当し、認定しないことを決定したとき、申請者への通知は、居住安定援助計画不認定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(居住安定計画の変更の通知)

第5条 法第44条第1項の申請書の提出があった場合において、法第44条第2項において準用する法第43条第1項の規定による通知は、居住安定援助計画の変更認定通知書(様式第4号)により行うものとする。

2 法第44条第1項の申請書の提出があった場合において、当該申請に係る居住安定援助計画が法第41条各号に掲げる基準に適合しないと認めるとき、申請者への通知は、居住安定援助計画変更認定不適合通知書(様式第5号)により行うものとする。

3 法第44条第1項の申請書の提出があった場合において、法第42条各号のいずれかに該当し、認定しないことを決定したとき、申請者への通知は、居住安定援助計画変更不認定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(地位の承継の通知)

第6条 共同省令第24条の申請書の提出があった場合において、承認しないことを決定したとき、申請者への通知は、認定事業者の地位の承継の不承認について(様式第7号)により行うものとする。

(定期報告)

第7条 法第49条の報告があった場合において、認定事業者に改善を求める事項があるときは、定期報告における指摘事項等について(様式第8号)により行うものとする。

2 認定事業者は、前項に規定する指示により必要な措置を講じたときは、定期報告に係る改善報告書(様式第9号)に講じた措置がわかる書類を添付して報告するものとする。

(専用賃貸住宅の目的外使用)

第8条 共同省令第32条の申請書の提出があった場合において、法第50条第1項の規定による承認をしたとき、申請者への通知は、目的外使用に係る承認通知書(様式第10号)により行うものとする。

2 共同省令第32条の申請書の提出があった場合において、承認しないことを決定したとき、申請者への通知は、目的外使用に係る不承認通知書(様式第11号)により行うものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第9条 市長は、法第54条第1項の規定により、認定事業者又は認定事業者から認定住宅の管理を委託された者(以下「管理受託者」という。)に対し報告徴収を実施するときは、居住安定援助賃貸住宅事業に関する報告徴収について(様式第12号)により行うものとする。

2 前項の規定により市長から報告を求められた認定事業者又は管理受託者は、居住安定援助賃貸住宅事業に関する報告書(様式第13号)により市長に報告するものとする。

3 市長は、法第54条第1項の規定により立入検査を実施するときは、あらかじめ認定事業者又は管理受託者に対し、立入検査実施通知(様式第14号)により検査日時及び

場所を通知するものとする。ただし、急を要する等必要と認めるときは、この限りでない。

- 4 法第 54 条第 3 項の規定により準用する法第 33 条第 2 項の規定による身分を示す証明書は、立入検査員証（様式第 15 号）とする。
- 5 立入検査員証は、立入検査員証交付台帳（様式第 16 号）により管理するものとする。
- 6 市長は、立入検査を行ったときは、検査に適合する場合は立入検査適合通知（様式第 17 号の 1）により、不適合の場合は立入検査不適合通知（様式第 17 号の 2）により、認定事業者又は管理受託者に検査結果を通知するものとする。
- 7 前項の通知により改善を求められた者は、立入検査改善報告書（様式第 18 号）に講じた措置がわかる書類を添付して改善結果を市長に報告するものとする。

（改善命令）

- 第 10 条 市長は、法第 55 条の規定により改善に必要な措置を命じるときは、改善命令（様式第 19 号）により行うものとする。
- 2 前項の命令により改善を求められた者は、命令事項改善報告書（様式第 20 号）により、改善結果を市長に報告するものとする。

（計画の認定の取消しの通知）

- 第 11 条 市長は、法第 56 条第 3 項の規定による通知をするときは、居住安定援助計画認定取消通知書（様式第 21 号）により行うものとする。

（申請の取下げ）

- 第 12 条 認定又は承認の申請を取り下げようとする者は、申請取下書（様式第 22 号）を市長に届け出るものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。